

8/26 熊日

# 「地域協働体」 組織を創設へ

総務省

総務省は26日、自治会や福祉分野など地域で公共的な活動をしている民間団体が連携し、市町村とも協力する「地域協働体」組織を各地に創設するよう促すため、来年度から

全国で実証事業を始め  
る方針を決めた。

地域活性化を検討す

る同省の有識者研究会  
がまとめた報告書を受  
け、地域の民間活動を  
促進して、市町村合併  
や地方財政難で低下が  
懸念される行政サービ  
スを補完する目的。実  
証事業では協働体の事  
務所開設や運営を支援

する予定で、同省は費  
用を来年度予算の概算  
要求に盛り込む。

地域協働体は「多様  
な主体による、公共サ  
ービスの提供を包括的  
にマネジメントする」  
組織とし、各団体の代  
表で構成。総務省は市  
町村を通じ、協働体を  
小学校区単位などで設  
けるよう呼び掛ける。

# 報告書〈概要版〉

## 新しいコミュニティのあり方に関する研究会

### 1. 基本的な状況認識

(報告書第1章)

- 市町村合併の進展により市町村の規模が大きくなることなどにより、住民の声が届きにくくなっているのではないかと、周辺部が取り残されるのではないかと、地域の伝統・文化の継承・発展が危うくなるのではないかと等の懸念が現実化。
- また、近年、地方は極めて厳しい財政状況に直面。同時に、人口減少や少子高齢化の進展が住民の負担能力を制約。こうした経営資源の制約の一方で、少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、私的活動であったものが公共サービスなどに変わることにより「公共」の守備範囲が拡大している。
- 今後、地域コミュニティやNPO、マンション管理組合、地域の事業所など公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体が力強く「公共」を担う仕組みや、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮し、地域力を創造する新しい仕組みが必要である。

### 2. 基本的視点

(報告書第2章)

#### 1 「新しい公共空間」の形成

- 地域コミュニティをはじめとする地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間(=「新しい公共空間」)を形成していくという視点に立って、具体的な方策を検討する必要がある。

#### 2 地域の多様な力を結集した地域力の創造

- 人材力は地域活性化の根源的要素。地域資源の承継・伝承、発掘、再生、創造に向けた取組に人材力を結集する必要があり、この点、地域コミュニティ等の活動は極めて重要な要素。地域コミュニティ等が、地域力の向上など地域の目的を共有し、相互に役割分担しながら結集していくことができる仕組みが必要である。

### 3. 具体的な方策等

#### 1 新しい地域協働の主体

(報告書第3章)

- 町内会や自治会など、伝統的に地域における公共サービスを担ってきた組織は、住民の連帯感の希薄化、加入率の低下等の問題に直面。今後は、地域コミ

ユニティ組織、NPO、マンション管理組合、事業所、地域の金融機関など多様な組織を地域における公共サービスの提供主体として捉えることが重要。

## 2 新しい地域協働の仕組み - 「地域協働体」 (報告書第4章)

- 地域における住民活動や地域協働を強化・再構築していく観点からは、地域の多様な主体が力を結集し、相互に連携・分担して住民ニーズに対応した公共サービスを効果的・効率的に提供していくための新しい仕組みが必要。具体的には、地域における公共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織等など地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織（「地域協働体」）の構築を推進していくべきである。
- その際、自治会や町内会など地縁に基づく団体との関係については、地縁団体が地域住民を比較的網羅的にカバーしていることなどを踏まえ、情報提供活動で連携することが有効。両者の関係構築のための方策としては、例えば、地縁団体の代表者や推薦者を「地域協働体」のメンバーとすることなどが考えられる。なお、地縁団体それ自身が「地域協働体」に相当する役割を担うことも想定される。
- また、「地域協働体」と機能組織（テーマ性を持ったNPO等）の関係については、例えば、「地域協働」体の活動テーマごとに設けられた部門等の活動で連携することが効果的な連携の方策であると考えられる。
- 国においては、本報告の内容等を踏まえ、「地域協働体」を地域における公共サービス提供の一つのモデルとし、「地域協働体」の立ち上げや初期段階の運営に係る経費等について支援する実証的な事業を来年度から実施すべきである。

## 3 「地域協働体」の取組の契機・発展プロセスと市町村の役割 (報告書第5章)

- 「地域協働体」の創設にあたっては、市町村等が地域住民や諸団体に対して「地域協働体」創設の検討のための場の設置を働きかけることが有効。その際、地域住民等の積極的な参加を得るためには、防犯・防災や高齢者の孤独死対策など、地域住民等のニーズを踏まえた具体的課題を投げかけることが重要。
- また、市町村等においては、特に取組の初期段階において、コーディネーターとして職員を検討の場に派遣することや初期費用の負担など、人材面、資金面等のイニシャルコストを負担することが有効。また、例えば、イベント組織が恒常的な地域福祉組織にステップアップするときなど、コミュニティ組織等の活動密度の変化が大きいタイミングに政策を打つことが効果的である。

## 4 「地域協働体」と地域自治区制度の連携 (報告書第6章)

- 住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上

の制度として、地域自治区制度が第27次地方制度調査会の答申を踏まえ制度化されているところであるが、その際、地域において住民が公共サービスの提供を実行する仕組みについては、地域の実情に応じ、地域において適切な取組が実行されていくことが期待されていたところ。

- この点、地域における取組の実態としては、地域自治区とともに「地域協働体」が創設され、両者が有機的に連携することにより、地域における住民による公共サービスの提供のより一層の充実、住民自治の強化や住民と行政との協働の推進が図られている事例が見られるところ。
- 地域協働、住民自治、住民と行政との協働を実質的に拡充する観点からは、例えば、住民による地域の公共サービス提供を担う実行組織としての「地域協働体」の立ち上げと並行して、地域自治区を設置し、地域協議会と「地域協働体」のメンバーを重複させることなどにより、「地域協働体」と行政が有機的に連携を図ることが重要。なお、その際、「地域協働体」と地域自治区の対応関係、立ち上げ・創設の前後関係は、地域の実情に応じて多様なものが考えられる。

## 5 「地域協働体」と地域コミュニティ組織等のガバナンス（報告書第7章）

- 「地域協働体」や地域コミュニティ組織等においては、意思決定プロセス、会計管理、透明性・説明責任について、適切なガバナンスを確保することが重要。また、これらの要素は、行政支援の重要な条件と考えられる。
- 他方、「地域協働体」や地域コミュニティ組織等において人的資源等の確保が課題。地域の公務員OBやNPOなど組織外の人的資源を活用することなどを同時に検討する必要がある。
- また、「地域協働体」や地域コミュニティ組織等のガバナンスのあり方としては、画一的なものを求めることは適当ではなく、まず地域協働の核となる「地域協働体」において適切なガバナンスを確保した上で、個々の地域コミュニティ組織等においては、必要に応じたガバナンスを構築していくべきであると考えられる。
- 会計管理の方策については、組織・団体ごとのばらつきが大きい。今後、国において、「地域協働体」や地域コミュニティ組織等がそれぞれの状況に応じて参考としうるモデル例を作成して、情報提供するべきである。

## 6 地域コミュニティ組織等が直面する課題と解決方策（報告書第8章）

- 地域コミュニティ組織等は、活動の資金や人材面での深刻な資源不足に直面。また、個人情報保護法制に係る過剰な対応が原因となって地域コミュニティ組織等の活動に支障が生じている例がある。

- こうした課題の解決には、市町村や公務員OB、NPO等の協力・支援が重要。「地域協働体」は、資金や人材などの経営資源の供給の核となり、また、外部からの支援の受け皿として機能するとともに、地域における外部支援の活用を総合的に調整。これにより、地域協働の自主性を高めることが期待される。
- また、個人情報保護法制に係る問題については、まず、そもそも、個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としていることを十分に踏まえることが重要。その上で、具体的に、当該情報の提供・活用が制度上問題となるか検討した上で、制度上問題となるものについては、地方公共団体の個人情報保護条例や審査会での対応を検討するなど、地方公共団体において適切に対応していくことが望まれる。

## 7 経済活動の重要性の高まりと法人制度

(報告書第9章)

- 近年、特に農山漁村地域などにおいて、経済活動がコミュニティの活性化の重要な要素となりつつあり、状況に応じては、「地域協働体」や地域コミュニティ組織等がより積極的に経済活動を行うことが想定されるとの指摘。一律に法人化を目指すことは適当とは考えられないが、収益そのものを目的とした経済活動を展開することが可能であり、かつ法人のメンバーシップが制度的に地域住民に限定される新たな法人制度について、より詳細なニーズ等を踏まえ、検討を進める必要がある。

## 8 公務員の地域の公共活動への参加

(報告書第10章)

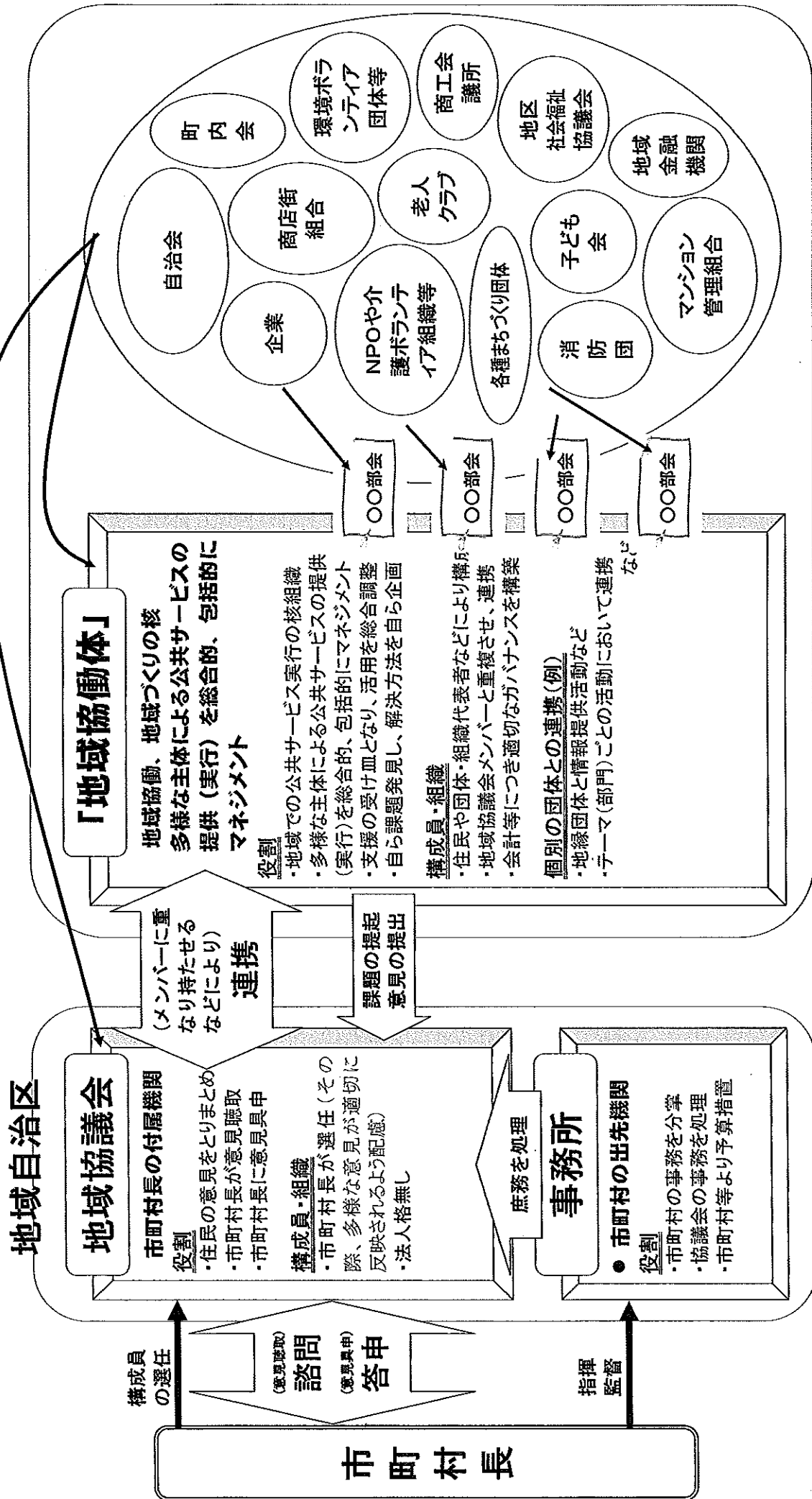
- 市町村等の職員の地域コミュニティ組織等の活動への参加については、貴重な人的資源の活用という観点から、より積極的に評価することが重要。なお、その際、公務として参加するものか、個人的な活動を区別することが重要であり、この点について市町村等においてルールを設定することが望ましい。

## 9 新しい地域協働のための施設のあり方

(報告書第11章)

- 施設や活動の場についても、新しい地域協働のあり方を踏まえたものとすることが重要。具体的には、当該空間を利用する主体の独立性と主体間相互の連携の程度が反映された設計プランとする観点が重要であり、「それぞれ独立していながらも、ゆるやかにつながる」という視点から設計を検討することが有効。
- また、地域の住民による自主的、主体的な活動を促していく観点からは、設計者の選定プロセスに「地域協働体」や地域コミュニティ組織等が関与することが効果的。施設や活動の場については、地域の伝統的な建造物を利用することや、廃校施設など地域住民の愛着のある既存の施設を改修する等、地域資源の活用することが重要である。

# ◎「地域協働体」と地域自治区（イメージ）



地方自治法に基づく地域自治区条例により創設  
あるいは、独自の仕組みを条例により創設

地域の様々な主体が  
地域づくり、まちづくりを実行